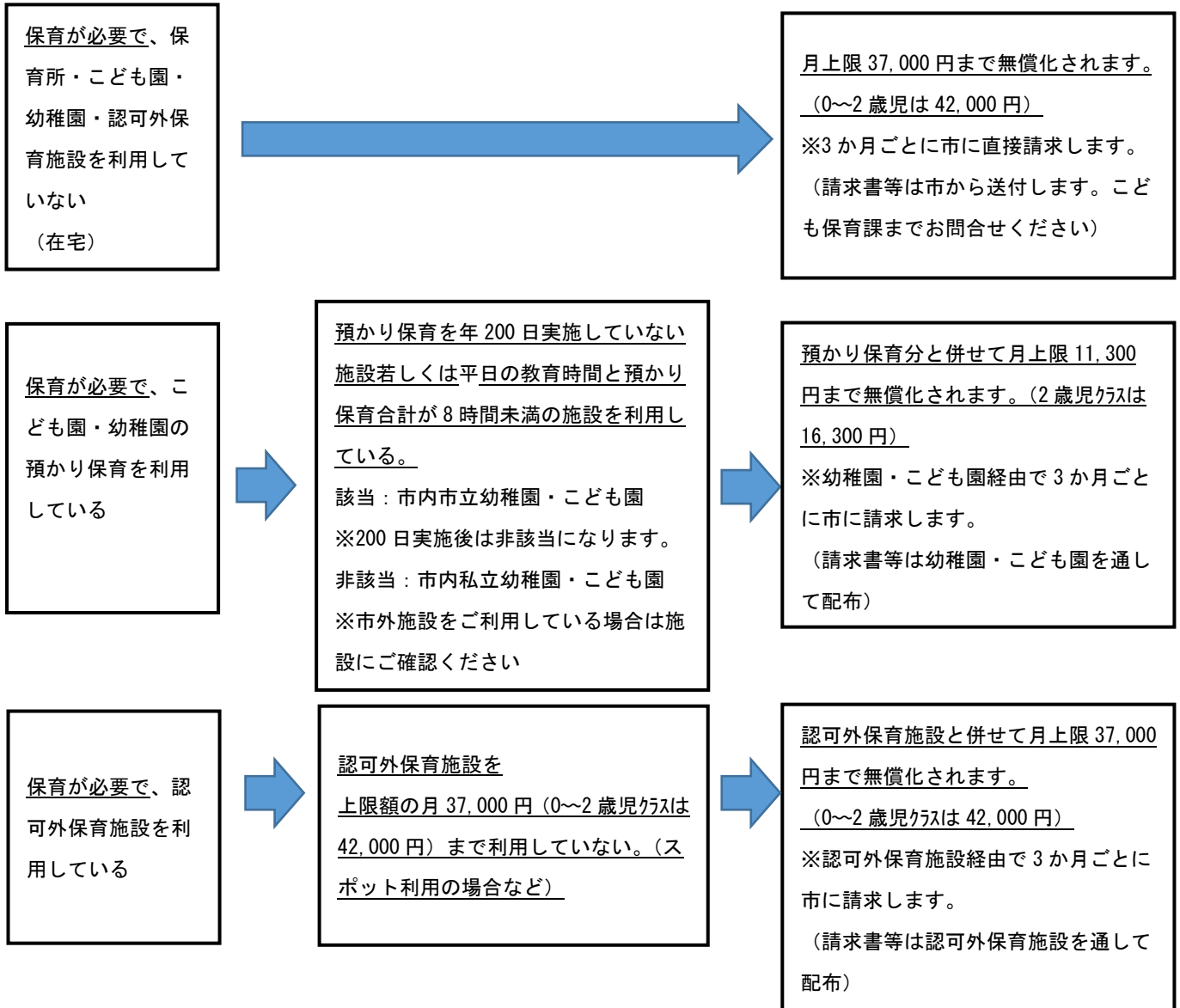


— 幼児教育・保育の無償化（ファミリー・サポート・センター利用者）について —

— 無償化の対象になるケース — 3歳児クラス～5歳児クラス（所得要件なし） ※学年で判断します。
0歳児クラス～2歳児クラス（市区町村民税非課税世帯のみ）

※いずれも、給食費（食材料費）など、無償化の対象外となる費用があります。



○保育が必要とは？

下記の理由により保育が必要と認められた場合（新2号・新3号認定）になります。認定するには新たに申請が必要になります。

〔就労、出産の前後、疾病又は障がい、同居親族の介護・看護、被災家族、求職中、就学、育児休業〕
詳しくはこども保育課までお問合せください。

○上限額の範囲内で複数を組み合わせて利用することも無償化の対象となります。

例：ファミリー・サポート・センターと認可外保育施設

ファミリー・サポート・センターと病児保育

預かり保育と一時保育、ファミリー・サポート・センターなど

※ファミリー・サポート・センターの送迎のみは対象外です。

無償化の給付手続き

対象者：給付認定（新2号・新3号認定）を受けた子ども 対象ケース：表面の3つのケース参照

給付の受け方

無償化の対象となる方もこれまで通り、各サービス提供者へ利用料を支払います。そして、無償化の対象額分について、3か月分をまとめて市へ請求します。（10月～12月分、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分）

○保育が必要で幼稚園・こども園、認可外保育施設を利用していない子ども

以下の書類をこども保育課へ提出し、市へ請求します。

- ①施設等利用費請求書（請求書参考様式その5-4）※市ホームページからダウンロードしてください。
- ②援助活動報告書（様式第6号）＝3か月分
- ③預金通帳の写し（支店名と口座番号がわかるページ）※初回時と口座変更時のみ提出

○保育が必要で幼稚園・こども園（1号短時間児）の預かり保育を利用している子ども

（年200日以上預かり保育を実施していない等の条件に該当する施設を利用する子ども）

以下の書類を幼稚園・こども園へ提出し、市へ請求します。

- ①施設等利用費請求書
（請求書参考様式その5 該当する私立幼稚園等から配布、その5-2 公立幼稚園等から配布）
- ②特定子ども・子育て支援提供に係る提供証明書
（請求書参考様式その7、7-1、公立施設は7-1-2 のいずれか）＝3か月分
※幼稚園・こども園で発行します。
- ③援助活動報告書（様式第6号）＝3か月分
- ④預金通帳の写し（支店名と口座番号がわかるページ）※初回時と口座変更時のみ提出

○認可外保育施設を利用している子ども

（保育が必要な子どもで限度額37,000円（市区町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスは42,000円）まで認可外保育施設を利用していない場合）

以下の書類を認可外保育施設へ提出し、市へ請求します。

- ①施設等利用費請求書
（請求書参考様式その4・・・認可外保育施設から配布）
- ②特定子ども・子育て支援にかかる領収書兼提供証明書
（請求書参考様式その7-2）＝3か月分
※認可外保育施設で発行します。
- ③援助活動報告書（様式第6号）＝3か月分
- ④預金通帳の写し（支店名と口座番号がわかるページ）※初回時と口座変更時のみ提出

問合せ：習志野市 こども部 こども保育課

郵便番号 275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 TEL：047-453-7364